適時開示体制の概要

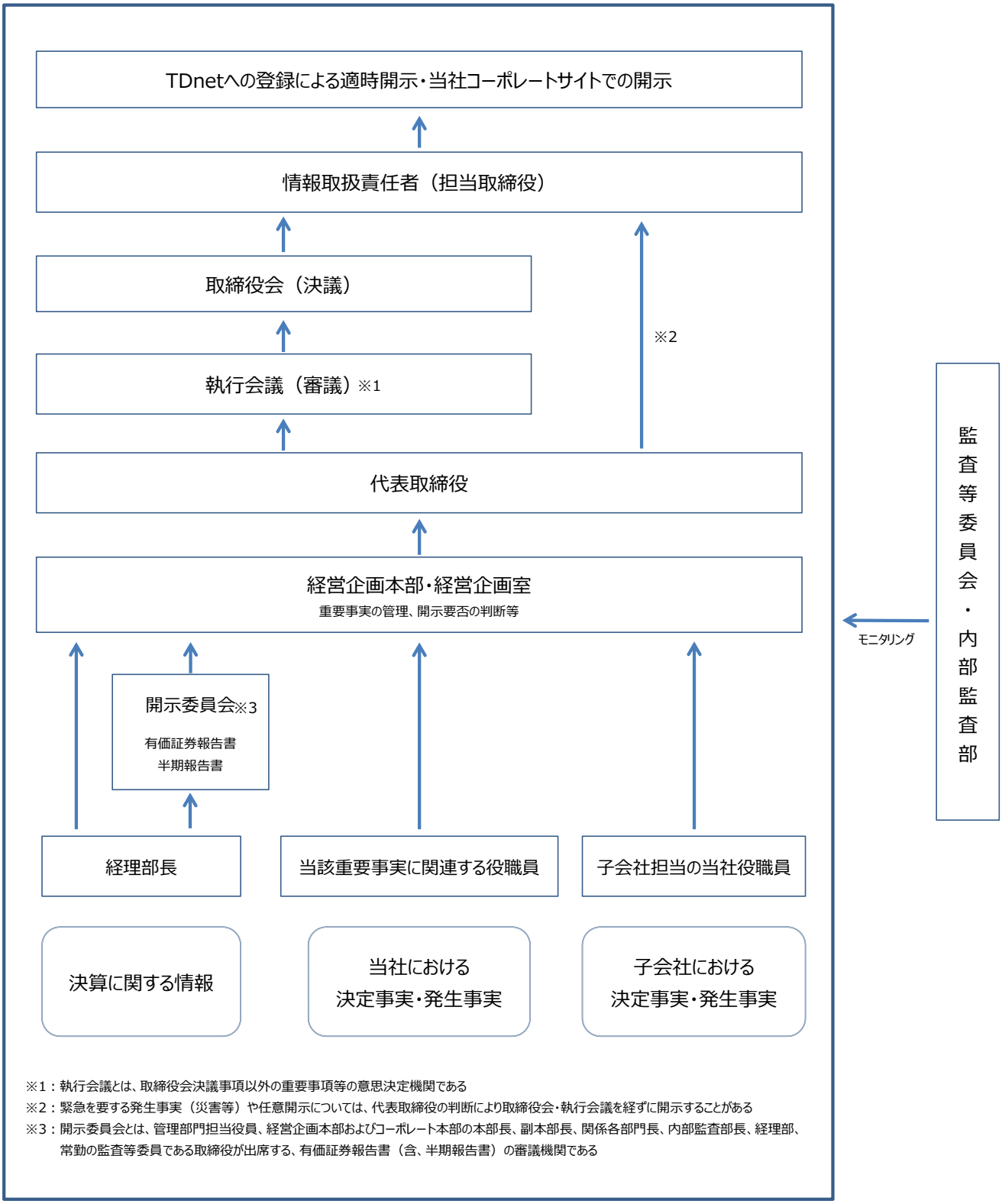

※1：執行会議とは、取締役会決議事項以外の重要事項等の意思決定機関である
※2：緊急を要する発生事実（災害等）や任意開示については、代表取締役の判断により取締役会・執行会議を経ずに開示することがある
※3：開示委員会とは、管理部門担当役員、経営企画本部およびコーポレート本部の本部長、副本部長、関係各部門長、内部監査部長、経理部、常勤の監査等委員である取締役が出席する、有価証券報告書（含、半期報告書）の審議機関である